

贈呈
会報

書記官

2007
No.12

座談会

裁判所職員総合研修所との座談会

刑事事件担当書記官の座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会

実務研究/民事

仮換地の競売手続

非金銭執行(主として代替執行と間接強制)について

実務研究/刑事

簡易裁判所における刑事調書判決制度の論点研究

実務研究/少年

少年事件における保護的措置及び被害者配慮の充実に向けた提言

情報/民事局

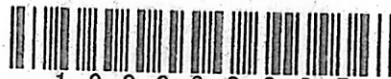
「民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル」
データベースについて

情報コーナー

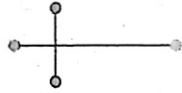
IT mall(あいていい・もーる)〔第2回〕



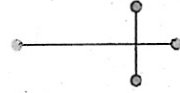
最高裁判所図書館



100083295



会報 書記官 第12号



目 次

◆ 巻頭言 ◆	1
◆ 座談会 ◆	
裁判所職員総合研修所との座談会	3
刑事事件担当書記官の座談会	15
最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会	45
◆ 実務研究／民事 ◆	
仮換地の競売手続.....木 村 康 伸	79
非金銭執行（主として代替執行と間接強制）について.....勝 本 禎 子.....	103
◆ 実務研究／刑事 ◆	
簡易裁判所における刑事調書判決制度の論点研究.....高 橋 良 一.....	163
◆ 実務研究／少年 ◆	
少年事件における保護的措置及び被害者配慮の充実に向けた提言	
大阪・京都・神戸各家庭裁判所合同 少年実務検討委員会	201
◆ 情報／民事局 ◆	
「民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル」データベースについて	
高 木 和 博	219
◆ 情報コーナー ◆	
IT mall（あいていい・もーる）〔第2回〕	224
渡 辺 征 徳	
林 征 兒	
◆ 支部交流会集約 ◆	
平成18年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）	229
本部だより	237

座談会

最高裁判所総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主 催 日本裁判所書記官協議会
日 時 平成19年6月1日(金)
場 所 グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所

総務局第一課長 中村 慎
同 第二課長 安東 章
同 第三課長 西澤 光男
同 参事官 上田 正俊
人事局給与課長 垣内 正
同 参事官 丸山 忠雄
情報政策課参事官 吉村 真幸

日本裁判所書記官協議会

会 長 林 隆 峰
副 会 長 青 山 峰 明
同 安 原 義 人
事 務 局 長 篠 原 良 一
総 務 部 長 梅 原 明
経 理 部 長 竹 内 哲 生
企 画 調 査 部 長 服 部 好 男
編 集 部 長 長 郷 道 明

テ ー マ

- 1 書記官事務に関する最近の動向について
 - (1) 裁判員制度について
 - ア 準備状況について
 - イ 書記官事務に及ぼす影響等について
 - (2) 書記官事務の環境整備について
 - ア 音声認識システムの研究開発の状況について
 - イ 複写機設置の公募制導入に伴う記録謄写事務の留意点について
 - ウ 事務の効率化の見直し作業状況について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係

- ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について
- イ 法改正後の書記官事務の状況について
 - (ア) 労働審判関係
 - (イ) 少額訴訟関係等
- ウ 督促手続オンラインシステムについて
- (2) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について
 - イ 法改正後の書記官事務の状況について
 - (ア) 公判前整理手続

- (イ) 医療観察事件
 - (ウ) その他（即決裁判制度、被疑者及び被告人の新たな弁護人制度）
 - ウ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための法整備を巡る状況について
 - (ア) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度について
 - (イ) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度について
 - (ウ) その他
 - (3) 家事関係
 - ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について
 - イ 人事訴訟事件の家裁への移管後の書記官事務の状況等について
 - ウ 家事相談の実情について
 - (4) 少年関係
 - ア 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について
 - イ 被害者配慮制度等における書記官事務の在り方について
 - 3 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 新たな昇給制度の導入、運用について
 - (2) 書記官全体の処遇について
 - (3) 級別定数、特に書記官の格付け関係について
 - ア 7級関係
 - イ 6級以下関係
 - ウ 官職増設関係
 - エ 定員振替関係
 - 4 書記官の任用上の諸問題について
 - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - (3) 再任用の実施状況等について
 - ア 再任用の実施状況について
 - イ 他官庁への出向状況等について
 - (4) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について
 - (5) 女性書記官の登用拡大計画について
 - 5 情報政策課の施策について
 - (1) 現在の重点的な施策について
 - (2) 今後の各種実施計画について
 - 6 情報政策課と書記官事務について
 - (1) 書記官事務との関係で、現在どのような問題点ないし課題があるのかについて（特に書記官事務に関する情報セキュリティについて）
 - (2) 民裁・刑裁等システムの開発、見直しの現況と今後の進捗状況について
 - ア 民事のシステム関係
 - (ア) 現行民裁システムについて
 - (イ) MINTASについて
 - イ 刑事のシステム関係
 - (3) その他のシステムの開発導入について
 - ア 家事事件関係
 - イ 簡裁民事事件関係
 - ウ その他（職員用ポータルの導入について）
 - (4) 書記官事務との関連で、今後のIT化計画等の全体像について
- 7 その他
 - (1) 各庁が独自に使用している各種システムの現状と今後の課題について
 - (2) 会報書記官掲載の連載コーナーについて

篠原事務局長

本日は、お忙しい中を、日本裁判所書記官協議会のために、わざわざ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、座談会を始めさせていただきます。

始めに、日本裁判所書記官協議会林会長が、ごあいさつを申し上げます。

林会長

本日は、大変御多忙中のところ、総務局から中村第一課長、安東第二課長、西澤第三課長、上田参事官、人事局から垣内給与課長、丸山参事官、情報政策課から吉村参事官に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、平素から日本書協の諸活動に御理解と多大なお力添えをいただいております。この機会に、全国の会員を代表して厚くお礼申し上げます。

この座談会は、旧書協の時代に行われていた総務局、人事局との座談会を受け継いだものですが、日本書協開催のものとしては第3回目となります。昨年からの御参加いただいた情報政策課には、今回も御参加いただきました。今後、この形を定着、発展させていきたいと考えております。

さて、現在、書記官を取り巻く状況は司法制度改革によって大きく変化し、職務領域の拡大、役割の重要性の増加をもたらしており、書記官にとっては、書記官制度発足以来、最も大きな期待がかけられている時代を迎えているのではないかと思います。他方で、裁判所の基幹職種と言われてきた書記官が、その持てる能力を存分に発揮して、裁判所の組織目標にかなった事務処理を実践することにより、書記官の存在



林会長

意義を内外にアピールする絶好の機会であり、また、個々の書記官にとっても、職業人としての生きがい強く実感できる時代を迎えているのではないかと思います。

私どもは、昨年暮れから今年初頭にかけて全国八高裁管内別支部交流会を実施し、各地の第一線の書記官の生の声を聞いて参りました。全国の会員は、総務局、人事局、情報政策課の所管する事項について、その方針や施策に、極めて高い関心を持っております。本日のテーマは、会員の関心の高い事項を中心に提案させていただきましたので、率直なお話をお聞かせいただきたいと思います。

本座談会が実り多いものとなりますよう祈念し、開始のあいさつといたします。

篠原事務局長

それでは、これからの進行は、服部企画調査部長が担当します。

服部企画調査部長

進行役を務めさせていただきます。早速ですが、本日のテーマの順に進めさせていただきます。

1 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 裁判員制度について

服部企画調査部長

裁判員制度に関する準備状況、書記官事務に及ぼす影響等についてお話してください。

中村総務局第一課長



中村総務局第一課長

ア 準備状況について

裁判員法が成立して以来、裁判員制度の実施に向けて、①裁判員制度にふさわしい刑事裁判手続の在り方の検討（模擬裁判，研究会等），②国民の負担に配慮した選任手続の構築，③国民の幅広い参加を得るための広報・啓発活動，④勤労者等の参加を得やすくするための環境整備に向けた取組，⑤人的・物的態勢の整備，といった多岐にわたる事項について検討を行い，準備を進めてきました。裁判員制度の施行まで約2年となり，残された課題について組織全体でより効果的かつ効率的な準備や取組を行っていく必要があります。

このうち選任手続については，現在，裁判員規則の制定作業中であり，本年夏ころの制定に向けて準備を進

めているところです。裁判員規則の概要は，昨年公表済みの「選任手続のイメージ案」に沿ったもので，具体的な規則の内容は既にお伝えしているとおりであり，これを踏まえて，選任に関する運用イメージを固めていく必要があります。最高裁としても，できる限り具体的な手続や事務内容のイメージを作成し，各裁判所に情報提供していきたいと考えています。

これと並行して本年度は，各庁において模擬の選任手続を実施して選任手続の運用の在り方や辞退事由の判断の在り方等に関する検討を深めていく必要があります。

なお，裁判員候補者名簿の調製段階から候補者の呼出しを経て裁判員等選任手続期日に至る一連の各手続を適正迅速かつ効率的に行うため，業務のIT化やアウトソーシングについて検討しており，本年4月から裁判員候補者名簿管理システムの本格的な開発に着手したところです。このシステムには，①裁判員候補者名簿データベース作成，管理機能，②くじ選定機能，③宛名，帳票出力機能などが盛り込まれる予定です。また，中央で一括して処理した方が効率的と思われる事務については，中央でまとめて処理することを考えています。さらに，選任手続事務については，訟廷事務室と事件を担当する部（の書記官）との間でどのように業務の分担を行い，円滑に選任

事務を遂行するかという観点からの検討も行っていく必要があります。

裁判員裁判の公判手続については、①部分判決制度の導入や、②証人尋問等の記録媒体への記録、③公判調書の整理期限の伸張といった重要な手続規定の改正に関する法律が成立しました。これらの法改正の趣旨や内容等については後の関係箇所でも触れたいと思います。

イ 書記官事務に及ぼす影響等について

前述のとおり、現在、裁判員等選任手続や裁判員裁判の審理の在り方に関する制度設計や運用の検討が進んでいますが、これに合わせて書記官事務についても具体的な課題を抽出し、検討を行っていく必要があります。

まず、裁判員等選任手続においては、候補者への説明等これまで以上に書記官の窓口対応の役割が増大するほか、候補者に対する選任期日の呼出し等の選任期日前の準備行為や選任期日への立会い、調書作成といった新たな事務が発生します。

これらの中では、特に選任期日に立ち会った書記官が作成する裁判員等選任手続調書の記載の在り方が問題となります。同調書の記載事項は規則で定められますが、具体的な調書のイメージについては必ずしも明らかでないので、幾つかのケースについて、具体的な記載例を検討しておく必要があります。また、選任手続を進める上で作成される多数の関

係書類の保管や事件記録への編入、選任事件関係記録の送付や保存に関する枠組みを策定する必要があり、裁判員規則の制定やその運用イメージの検討状況を踏まえ、規程や通達レベルで整備を図っていく必要があると考えています。

前述のとおり、裁判員等選任手続においては、期日の呼出しを受けた候補者からの照会、期日当日に出頭した候補者の応接、基本説明、質問に対する回答、期日終了後の対応など多くの接遇事務が予想されます。様々な事情を抱えながら裁判所にアクセスされる候補者の皆さんへの1次対応は、この制度全体の評価にも影響を及ぼしかねない重要な接点です。これらの事務については、事務官も一定の役割を果たすことになると考えられますが、これまでも当事者等との対応の接点としての的確にその役割を果たしてきた書記官が積極的な役割を果たすことが期待されています。この点は、今後、更に明確になっていく選任手続の事務内容や各庁における模擬選任手続の結果を踏まえ、訟廷及び立会部の書記官が、どの段階で、どのような役割を果たしたらよいか、具体的にイメージしていく必要があります。

このように選任手続に関しては、これまでになかった新たな手続や事務が生ずるところから、そのための研修や協議会、執務マニュアル等の整備についても準備していく必要が

あると考えています。

次に、公判手続段階における書記官事務の中では、連日的開廷下での審理の記録化の在り方が最も重要な検討課題です。

この点に関しては、前述のとおり裁判員裁判においては、①裁判所が必要と認めるときは、証人尋問等の結果を記録媒体に録画できるようにすること及び②刑事訴訟法48条3項を改正して、公判期日から判決宣告日までの期間が10日に満たない場合の当該公判期日調書の整理期限を伸張し、当該公判期日から10日又は判決宣告期日から7日のいずれか早い日とすることを内容とする法律が成立しました。

①の改正の趣旨は、裁判員等の記憶喚起等のために必要があると認めるときは、公判廷での証人尋問等を記録媒体に録画しておき、この記録媒体を評議等において活用することにより、効率的な評議の運営を可能とし、裁判員の負担を軽減しようとするものです(実際の運用としては、基本的にすべての裁判員事件で録画できるようにする方向で検討中です)。ただし、証人尋問をビデオリンク方式によって記録する場合には、被害者保護等の必要性が高いので、刑事訴訟法の規定と同様、証人の同意が要件とされています。

なお、ビデオリンク方式を用いなくて録画する場合の記録媒体は、あくまでも評議等において利用できる

ツールの一つと考えています。

②の改正の趣旨は、連日的開廷の下では、記憶が鮮明なうちに審理が進められるため、これまでのように当事者が訴訟追行のために公判調書で証人等の供述内容を確認する必要性は低くなること、結審後速やかに判決を宣告することが多くなると考えられ、そのような事件の証人尋問調書等を判決宣告日までに整理するという運用は現実的でないこと等にかんがみ、公判調書の整理期限を原則として判決宣告の日までとする現行法を改正して、前述のとおり調書の整理期限を一定期間伸張するものです。

ただ、期限が伸長されても、調書作成期間として余裕があるわけではないことから、例えば調書作成において録音反訳方式を利用する場合などにおいては、期限内に公判調書を作成することができるようにするため、録音反訳業者の作業日数を短縮するなどして、反訳書面の完成時期を早めるための方策を整備していく必要もあると考えられます。

その他、裁判員裁判の公判手続調書に関しては、立ち会った裁判員の氏名の表示をどのようにするか、OA機器等を利用しながらビジュアル的に主張、立証を行った場合の記載方法をどのようにするかといった調書の記載方法に関する問題はあるものの、基本的にはこれまでの公判調書と大きく変わらないと考えています。

また、証拠等関係カードについては、証拠調手続が公判前整理手続期日と公判期日にまたがるようになったため、結果欄の一括記載をしにくいといった問題点の指摘があることは承知しており、このような点について運用面で改善できないか現在検討しているところです。近いうちに一定の方針を示したいと考えています。

(2) 書記官事務の環境整備について

服部企画調査部長

音声認識システムの研究開発の状況について、お話しください。

安東総務局第二課長

ア 音声認識システムの研究開発の状況について

音声認識システムについては、平成18年度に、研究開発業者として日本電気株式会社（以下「NEC」という。）を選定し、裁判所用の言語モデル、音響モデル及び音声認識エンジンを搭載した音声認識ソフトの構築と、機器構成や操作画面等の検討を中心とした作業を進めているところです。

音声認識ソフトの構築については、法廷での供述について安定した高い認識性能を確保することを研究開発の主な目的の一つとして位置付け、これまでに蓄積してきた調書データ（録音反訳の反訳書の電子データ）及び東京地裁の刑事法廷において収集している音声データを利用して、言語モデル及び音響モデルを強化したほか、NECが保有する種々の音



安東総務局第二課長

声認識技術を投入するなどの作業をしてきており、一定の認識性能の向上が確認されました。

音声データの解析作業においては、当事者本人・証人、検察官・弁護人、裁判官という各発話者グループごとに異なる特徴があることが確認され、また、パソコンのキータイプ音や紙をめくる音等が音声認識に悪影響を与えることも判明しました。平成18年度においては、そのような認識率を低下させる言語的又は音響的な要因に対処するとともに、検察官及び弁護人の発話中の移動に対する対策として、従来のスタンドマイクによる音声データの収集に加えて、ピンマイク装着による収集を行い、音声収録システムの改良の有効性を検証するなどの作業も行ってきたところです。

また、音声認識システムについては、当面、裁判員制度での利用を念頭に置いて、裁判員制度の具体的な運用等も視野に入れつつ、研究開発を進めているところであります。裁判員裁判においては、評議において

裁判員が法廷における証人等の供述内容を確認するためのツールが必要となるところ、裁判員裁判の評議における裁判員等の記憶喚起等のために証人尋問等を録画する法整備がなされたところであり、音声認識システムにより得られた文字データを映像・音声データとリンクさせることによって、文字データをいわばインデックスとして利用して、証言等のうち評議に必要な部分を検索し、速やかに映像及び音声で再現することが可能になると考えられます。このため、音声認識システムについては、逐語調書作成事務の効率化に用いるのみならず、裁判員との評議において、特定の供述を検索し、映像・音声によってその内容を確認するためのツールとして利用することを念頭に置き、映像関連機能を盛り込むことを前提としてシステム構築の検討を行っています。

平成19年度においても、平成18年度に引き続き、様々な話者や話題、環境に対応できるよう音響モデル及び言語モデルの構築等の作業を進める予定であり、東京地裁における音声データの収集を継続するほか、裁判所間における音響環境の差異がシステムに与える影響を分析したり、方言（関西弁）への対応を検討したりするために、東京高裁管内及び大阪高裁管内の一部の地裁においても、それぞれ一定時間の音声データの収集を行う予定です。また、音声

収録系統については、背景雑音や回り込みの音声を除去する技術についての検討を行う予定であり、機器構成や操作画面等についても、裁判員裁判法廷及び評議室における運用イメージを踏まえて、職員が利用しやすいものとするべく検討していきたいと考えています。

服部企画調査部長

複写機設置の公募制導入に伴う記録謄写事務の留意点について、お話しください。

西澤総務局第三課長

イ 複写機設置の公募制導入に伴う記録謄写事務の留意点について

記録謄写の複写機設置については、平成19年4月以降、準備の整った庁から順次公募制に移行することが予定されています。この公募制実施に伴い、今後、庁によってはコインベンダー方式の複写機が導入されていくこともあり得ると思われまので、この場を借りて、コインベンダー方式の複写機が導入された場合の書記官事務の留意事項について、若干、説明させていただきたいと思ひます。

ア) 謄写時の監視について

謄写時における監視の程度については、謄写の主体、謄写室の状況等によって異なるものと思ひますが、監視カメラ及びモニターを設置する予定であり、これらによる担保があることから、一般的には、閲覧の際と同様、自席において注意を向ける程度で足りると

考えております。

ただし、個々のケースによっては、事故が生じる可能性が高くなることもありますので、注意をしていただくようお願いします。

(イ) 運用上の工夫

閲覧等通達では、謄写人への遵守事項として、①無断持ち出しの禁止、②滅失、損傷などの禁止、③喫煙の禁止、④その他各裁判所が定める事項、を掲げており、コインベンダー方式の導入を機に、各庁においても、庁の実情に応じて事故防止のための工夫を考えていただく必要がありますが、事故防止のための工夫としては、①記録を綴りから外させない、②原則として謄写申請のあった部分のみを交付する、③遵守事項を記載した注意書を備え置き、当事者本人や利害関係人に対しては、注意書を交付する、④記録の返還時に損傷等がないか点検する、といったことが考えられますので、参考にしていただきたいと思います。

ウ 事務の効率化の見直し作業状況について

服部企画調査部長

事務の効率化の見直し作業状況について、お話しください。

西澤総務局第三課長

昨年お伝えしたとおり、総務局では、書記官事務の合理化、適正化を図るため、書記官事務に関する通達等の見直し作業を行ってきました。



西澤総務局第三課長

この1年間の通達改正等の実施状況は次のとおりです。

(ア) 民事雑事件等の立件範囲の見直し

昨年9月5日に受付分配通達の改正通達及び事務連絡を発出し、民事雑事件等の立件の目的や必要性に照らし、その対象範囲を見直し、立件する必要性が低いと認められる申立てについては、平成19年1月1日以降、立件しない扱いとしました。

なお、立件の有無にかかわらず、未処理書類の保管場所を明確にして管理するなど事務処理上の工夫を図ることにより、事務処理の遅滞や処理漏れが生じないように、今後とも留意していただきたいと思います。

(イ) 民事事件の書証目録の記載の簡略化

昨年8月24日に書簡を発出し、民事事件における書証目録の「標目」については、裁判所に提出された書証の写しと証拠説明書の照合を行い、文書の標目や原本、写しの区別等が適切に記載されてい

る場合には、証拠説明書を引用する取扱いによることも差し支えないこととしました。

なお、総務局としては、更に見直す点がないか、今後も継続して検討していきたいと考えています。各庁におかれても、昨今の事務処理状況を踏まえ、自庁内でできる事務の見直しや合理化については積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

服部企画調査部長

最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

安東総務局第二課長

ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について

最近の民事事件の事件数の動向ですが、破産事件・執行事件などの非訟事件については平成17年度に引き続き、おおむね事件数が減少しています。具体的には、簡裁の一般調停事件（前年比-7.4%）、特定調停事件（前年比-5.6%）、破産事件全体（前年比-9.5%）、支払督促事件（前年比-7.2%）、不動産執行事件（前年比-6.2%）、債権執行事件（前年比-8.4%）といった状況になっております。

一方で、訴訟事件については、簡裁の訴訟事件（前年比+11%）、地裁の訴訟事件（前年比+11.5%）のいずれについても増加傾向が見られ、今後も

その動向を見守る必要があると考えています。

服部企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況等についてお聞かせください。

上田総務局参事官

イ 法改正後の書記官事務の状況等について

(ア) 労働審判関係

昨年4月1日に労働審判法が施行され、地裁本庁において、労働審判手続が開始されました。

平成19年3月末時点における労働審判事件の全国の新受件数は1163件であり、比較的落ち着いた滑り出しであるようです。事件の終局事由を見ますと、調停成立で既済となったものが全事件の約70%を占めており、労働審判に対して異議が申し立てられずに確定したものなどを合わせると、全体で8割近くの紛争が解決に至っているようです。また、平均審理期間は、約2か月半となっています。

このような処理状況から見ますと、個別労働関係民事紛争を簡易迅速に解決するという制度導入の目的が一定程度達成されているようです。

労働審判手続における書記官事務については、労働審判官や労働審判員との連絡調整、答弁書の提出催促等、書記官として最低限必要とされる事務のほか、少額訴訟を含めた訴訟手続、仮処分及び調

停手続との事件の振り分けなどについての当事者に対する窓口指導、手続説明等の充実が求められているところだ。

(イ) 少額訴訟関係等

a 少額訴訟について

平成16年4月1日から、少額訴訟の対象である訴額の上限が30万円から60万円に引き上げられ、少額訴訟の利用の拡大が図られた結果、申立件数の増加とともに（平成15年の申立件数は1万8117件、平成18年の申立件数は2万2679件）、事前準備や審理に時間を要する事件が増えてきている状況にあります。このような状況を踏まえ、裁判所職員総合研修所における平成18年度の民事実務研究会において、少額訴訟を中心とした市民紛争型事件における簡易裁判所の書記官事務について、各庁の具体的な工夫例や効率的な進行管理を行うための方策、事件処理の在り方等について討議が行われたと聞いております。

少額訴訟における受付段階の注意点としては、相談者は少額訴訟に過大な期待を抱いていたリ、手続についてそもそも誤解をしている場合が見受けられるようですので、少額訴訟を選択した場合のメリット、デメリットを適切に伝える必要があると思います。



上田総務局参事官

また、的確かつ効率的な事前準備を行うためには、受付段階で得た情報を以後の担当者に適切に伝達することが重要であると考えますので、各庁において工夫をしていただきたいと思います。

司法委員の活用に関しては、専門的知見を有する人材が不足しているとの声も聞かれるところですが、新しい人材の発掘とともに、中長期的な方針の下に育成に努めることも大切だと考えます。

なお、平成18年度の書記官実務研究においても、少額訴訟をテーマとして研究がなされました。本研究報告書には、実務の現場から、当事者対応が難しいという声や少額訴訟ならではの事前準備が負担であるという声が聞かれることから、そのような負担感を解消するためには、場面に応じた道案内役としての説明や働きかけである「手続案内」と、目標を意識して段階を

追った適切な手順を実践する「段取り」が大切であるとの観点から、「手続案内」と「段取り」を意識した書記官事務の内容が掲載されています。

また、各章において、実情調査等に基づく対応例、工夫例、取組例及び書式例等も紹介されています。近いうちに刊行される予定ですので、参考にさせていただきたいと思えます。

b 少額訴訟債権執行手続について

平成17年4月1日から少額訴訟債権執行手続が開始され、差押処分（民執法167条の2）、弁済金交付手続（同法167条の11第3項）が書記官権限と定められてから2年が経過しました。平成17年4月から12月までの新受件数（全簡裁）は374件とまだ少ないものでしたが、昨年1年間では749件となり、やや増加している状況にありますので、今後の動向については注目していく必要があります。

服部企画調査部長

督促手続オンラインシステムについてお聞かせください。

西澤総務局第三課長

ウ 督促手続オンラインシステムについて

督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）は、民事局において開発が進められ、平成18年9月1日から、東京簡易裁判

所において、東京地方裁判所管内の簡易裁判所の管轄に属する督促事件を対象として運用を開始し、その後、平成19年2月1日から、大阪地方裁判所管内の簡易裁判所の管轄に属する督促事件にまで対象を拡大しました。運用開始後4月30日までに約6000件の申立てがあり、順調に稼働しています。督オンシステムによる督促事件の事務処理については、督促手続申立てをオンラインで行うことが可能となり、また、裁判所内部においても、電子データを事件記録として取り扱う等、従前と異なる事務処理を行うこととなることから、平成18年8月9日付けで総務局長通達と通達の趣旨等を記載した総務局第三課長事務連絡を発出しました。また、東京簡易裁判所の担当職員を対象として、システム操作の研修や操作マニュアルの配布等が行われたほか、異議後の審理を担当する職員にも事務連絡等により事務処理方法の周知が図られたところですが、今後の展開については、督オンシステムを利用した事務処理の状況や債権者の動向を総合的に考慮しながら、東京高等裁判所管内への拡大や更にその先の展開についても検討することになると考えています。

(2) 刑事関係

服部企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等についてお話しください。

安東総務局第二課長

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成17年の刑事訴訟事件の新受人員は、高裁が9331人、地裁が11万1730人、簡裁が73万3025人（うち略式事件数は71万4534人）であったところ、平成18年は、高裁が9239人、地裁が10万6020人、簡裁が67万5706人（うち略式事件数は65万8398人）となっており、景気や治安の回復に伴い、やや減少傾向にあるように見受けられますが、依然として高い水準を維持しています。

次に、最近の刑事事件を巡る主要な動向としては、昨年10月に施行された被疑者及び被告人の新たな弁護人制度及び即決裁判手続があります。これらの運用の実情等については後ほどお話ししたいと思います。

また、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための法整備を巡る状況についても後にお話しします。

服部企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況についてお話しください。

上田総務局参事官

イ 法改正後の書記官事務の状況について

(ア) 公判前整理手続

公判前整理手続については、平成17年11月の施行から約1年半が経過し、各庁で事件の争点及び証拠の整理を的確に行うためのノウ

ハウが蓄積されつつあると思いますが、同時に、公判前整理手続調書にはどのような事項をどの程度記載するのが相当か、公判前整理手続における書記官の関与の在り方などの問題点が浮かび上がってきています。

公判前整理手続調書の記載については、各庁共通の運用が定まっているわけではなく、それぞれの事件毎に裁判体の指示を受けながらの運用がなされているものと思われます。公判前整理手続調書に何を記載するかは、事件毎、争点毎にその要否が異なるのは当然のことであり、一概に論じることはできませんが、一般論としていえば、公判前整理手続調書は、その手続の中での具体的なやりとりを逐一記載していくような経過調書的なものである必要はなく、そうしたやりとりを経た結果、確認された事項を記載するという結果調書的な姿を基本とすれば足りると思われれます。

次に、公判前整理手続における書記官の役割という点では、公判前整理手続が裁判をより一層適正迅速で充実したものとするを目的に従前の第1回公判期日前の公判準備に関する制度を補充・強化するために制度化されたものであることにかんがみると、書記官としては、当事者の準備状況についての情報収集や当事者に訴訟行

為の期限が定められた場合の期限管理、書面の提出の場合にはその内容が要件を満たしたものであるかといった実質的なチェック等、従前から行っている進行管理事務の運用の中で培ってきた知識・経験を活かして、公判前整理手続が円滑に進行するよう積極的に関与していく必要があります。

ただ、公判前整理手続等の運用の在り方が試行錯誤的な状況にあり、そのプラクティスが必ずしも十分に固まっていない現状にあっては、書記官としては、裁判体の方針を確認し、他の一般事件の事務処理等の負担をも考慮しながら、当事者との連絡や働きかけ等の局面において、どの程度これに関与すべきかについて、認識を共有しながら、書記官としての役割を果たしていくことになると思います。

裁判員裁判が始まった後は、公判前整理手続に付される事件が格段に増えることは間違いありませんので、今の段階で、手続の円滑な運用のために書記官として何ができるのか、何をすべきか、何が期待されているのか、などを考えていくことが必要であろうと考えます。

(イ) 医療観察事件

医療観察事件については、間もなく施行後2年を迎えるところ、事件の処理状況としては、平成17

年7月から19年3月までの新受人員の累計は1109人で、既済人員の累計は977人となっており、この間、全国でおおむね順調に事務処理がなされていると認識しております。ただ、指定入院医療機関については、整備の途上であることから、既に整備されている指定入院医療機関に入院が集中し、その所在地を管轄する地方裁判所に退院又は入院継続の申立てが多くされている現状があるようです。

(ウ) その他（即決裁判制度、被疑者及び被告人の新たな弁護人制度）

即決裁判制度や被疑者及び被告人の新たな弁護人制度については、地域によっては刑事弁護を多く担う司法支援センターの態勢の整備（特に勤務弁護士の確保）についてなお課題がありますが、裁判所の事務処理としてはおおむね順調になされていると認識しています。

なお、即決裁判の実施状況については、平成18年10月から19年2月までの終局人員3万7148人（地裁3万1579人、簡裁5569人）のうち、1281人（地裁1149人、簡裁132人）について即決裁判手続の申立てがありました。

服部企画調査部長

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための法整備を巡る状況についてお話しく下さい。

上田総務局参事官

ウ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための法整備を巡る状況について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための法整備を巡る状況については、①損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、②公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、③犯罪被害者等に関する情報の保護、④犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の4つを内容とする改正法が成立したところですが、この法案が可決・施行されると、書記官事務にも影響があるところですので、以下では、法案の概要についてお話ししたいと思います。

(ア) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度について

この制度は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る事件について、被害者等が刑事裁判所に対し、損害賠償の請求(損害賠償命令の申立て)をすることができるというものです。この申立てについての審理は、原則として、被告事件について有罪の言渡しがあった直後に開始され、裁判については決定によるものとされています。決定に対しては異議の申立てができ、その場合には、損害賠償命令の申立てがあったときに通常の民事裁判所に訴えの提起があったものとみなされます。このときには、刑事事件の書記官は、当該民事裁判所の書記官

に当該請求に係る事件に関する記録を送付しなければならないものとされています。

(イ) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度について

この制度は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷等の罪に係る被告事件の被害者等から、被告事件の手続への参加の申出がある場合において、裁判所が相当と認めるときは、当該被害者等が刑事裁判手続に参加することを許すというものです。参加を許された者(被害者参加人)は原則として、公判期日に出席し、被告事件についての検察官の権限行使に関し意見を述べ、説明を受けることができるほか、裁判所の許可を得て、証人を尋問することや、被告人に質問を発すること、公判期日において、検察官の意見の陳述の後に、自ら意見を陳述することができるものとされています。

(ウ) その他

その他、公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大に関する事項、犯罪被害者等に関する情報の保護に関する事項があります。

閲覧謄写の範囲の拡大については、現在の要件を改め、被害者等については、原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとした上で、例外的に、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して

相当でないとする場合に限り、これを認めないこととされています。

犯罪被害者等に関する情報の保護については、①公開の法廷において性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしないようにするための制度と、②証拠開示の際に、相手方に対して、犯罪被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の2つがあります。

(3) 家事関係

服部企画調査部長

最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等についてお話しください。

安東総務局第二課長

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

平成18年は、家事事件及び人訴事件新受件数の総数の増加率は前年比約3.5%でした。その内訳を見ると、家事調停事件は、ほぼ横ばいの状態ですが、家事審判事件は約4.4%増加しました。家事事件全体としては、新受件数増加率は高くないとはいえ、後見開始等、保佐開始等及び補助開始等の新受件数は3万6626件と、前年比では約52%の増加、5年前の平成13年との比較では約3.0倍の事件数となっています。また、後見等監督事件の新受件数は4万281件と、前年比では約26%の増加、5年前の平成13年との比較では約5.7倍の事件数となっています。成年後見制度については、今後、ますます

利用促進が進み、特に後見監督の対象となる事件の数は累積的に増加することが予想されます。

このような実情を踏まえ、平成18年7月に最高裁において開催された成年後見事件担当裁判官等事務打合せや本年2月に開催された家裁首席書記官協議会において、成年後見事件処理の合理化のための方策等が協議されました。そのポイントとしては、①鑑定及び本人調査の省略、②第三者後見人及び後見監督人の活用、③後見監督の在り方、④提出書類等の見直し等、⑤参与員の活用、⑥自治体との協力及び役割分担といった点であり、詳しい結果は各庁にお伝えしているところです。特に、後見監督の在り方については、本年1月に出版された「家事書記官事務の手引（改訂版）」にも、処理の合理化を検討する指針となる事項を示しておりますので、各庁での検討に役立てていただきたいと思います。

各庁の創意、工夫もあり、成年後見関係事件の平均審理期間は、若干短縮され、審理の合理化の取組の成果が見られますが、多くの支部・出張所では審理期間が本庁より長かったり、鑑定実施事例においては、平均審理期間に従前とほとんど変化がないなど、事件処理の合理化方策について、今後更に改善を検討していくべき部分も見受けられます。今後とも、成年後見関係事件の事務処理方法について、事務の見直しを行い、

合理化を図っていく必要があると考えています。

なお、後見に関する事件及び財産の管理に関する事件については、事務の合理化の観点から、業務の流れに適合した事件記録の保管及び保存方法に改めるのが適切であると考え、平成18年11月6日に事件記録等保存通達の改正通達を発出し、記録の保存期間の始期等の見直しを行いました。

また、後見事件管理システム（改修後の名称：後見事件管理プログラム）については、期日進行管理プログラム（家事事件用）とのデータ連携機能追加、進行管理機能追加等の改修作業が行われており、順次各庁へ導入していくことを予定しています。

服部企画調査部長

人事訴訟事件の家裁への移管後の書記官事務の状況等及び家事相談の実情についてお話しください。

西澤総務局第三課長

イ 人事訴訟事件の家裁への移管後の書記官事務の状況等について

人事訴訟事件が家庭裁判所へ移管されてから3年が経過しました。平成18年1月から12月に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は8.9か月であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件を見ると11.9か月となっています。人事訴訟事件の処理状況については、長い目で検証していく必要がありますが、人事訴訟の未済件数は、全国的

に見ると増加傾向がうかがわれます。

人事訴訟事件が家庭裁判所に移管された趣旨は、調停手続と訴訟手続を同一の裁判所で取り扱うことによって家庭裁判所の紛争解決機能を高めるとともに国民にとって利用しやすいものとし、また、家裁調査官の専門性を活かし、参与員関与により一般国民の良識を反映させることで充実した審理を実現するところにあります。家庭裁判所への移管の趣旨を十分に実現するためには、まず、調停の充実を図り、調停において紛争を解決するための努力や工夫が必要であって、調停が訴訟への通過点となることがあってはなりません。しかし、調停が成立せずに訴訟が提起された場合には、調停における成果をうまく訴訟に引き継ぐよう工夫するなど、調停と訴訟の適切な連携を図ることが重要になると考えます。そのためには、当事者双方に、争点について、共通の認識を持ってもらうことが最も重要です。調停の成果を訴訟に引き継ぐ方法としては、当事者双方と争点を確認して、その結果を书面化したり記録化することも考えられますが、書面化又は記録化することが自己目的化することがないように留意する必要があります。また、裁判官と協議して行うことではありますが、家裁調査官や参与員を事案に応じて適切に活用していくことも検討していく必要があります。このほか、本年4月1日から、い

わゆる離婚時年金分割制度が導入され、本年4月の申立件数は各事件種別の合計で812件（速報値）でした。この事務については、本年3月に家庭局から申立書式が配布され、事件処理の参考資料として「離婚時年金分割制度関係執務資料」が出されています。書記官においても、制度内容の理解を深め、確実な事件処理を心掛けていただきたいと思います。

ウ 家事相談の実情について

家事相談については、法律的な手続に不慣れな一般の当事者から種々雑多な相談が持ち込まれ、事務負担が重いという声が多く、庁から聞かれます。家事相談の役割は、あくまで家庭裁判所が取り扱う家事事件の手続に関する相談（教示）であり、国民が家庭裁判所の手続を利用しやすくするとともに、家事事件の受付事務の円滑な処理を図るためのものです。身の上相談や法律相談とは異なります。この区別があいまいになると、本来の目的である手続相談の枠を超えた相談となってしまうため留意する必要があります。また、家事相談の内容を標準化し、庁や相談担当者によって内容が異なることのないように配慮する必要もあると思います。

具体的には、当事者に対して、相談内容は手続相談に限られる旨の説明を更に徹底するとともに、定型的な説明については相談ツールを作成したり、活用することによって簡略

化することなどが考えられます。また、手続に関する相談を超える場合は、司法支援センターや地域包括支援センター等の周辺機関を紹介するなどして、無用に相談内容に踏み込まないようにする必要もあります。

なお、総研の平成19年度書記官実務研究においては、家事相談をテーマに、手続相談としての家事相談の効率化の方策が研究されています。

(4) 少年関係

服部企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等及び被害者配慮制度等における書記官事務の在り方についてお話しください。

安東総務局第二課長

ア 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

少年保護事件の新受人員は、昭和58年にピーク（68万4830人）を迎えて以降減少を続け、平成7年に29万3703人となった後若干増加しましたが、平成11年以降再び減少し、平成18年は21万1799人となっており、一般に思われているような増加傾向にあるわけではありません。しかし、社会の注目を集める重大事件が続くなど、事件処理により一層の配慮が求められる状況となっています。資質面や家庭等の環境面に根深い問題を抱えた少年も少なくなく、近年注目されるようになった発達障害等、高度な科学的知見を必要とする事案も目立つようになっています。

平成12年改正少年法が平成13年4

月に施行されていますが、以前に比べ手続が複雑化しており、その適切な進行を図り、的確な事実認定を行うため、事件の進行管理を担当する書記官の役割が一層重要となってきたことはこれまでも申し述べてきたところです。書記官は、裁判官及び家裁調査官と、チームとして緊密な連携と協働を図りながら、事件処理に関する認識を共通化させ、事件処理の過程で発生する様々な事象に的確に対応して進行を図ることが大切になっています。

上記改正において、①少年事件の処分等の在り方の見直し、②少年審判の事実認定手続の適正化、③被害者への配慮の充実が図られました。これらの改正点については、同法附則3条において施行5年後の検討が予定されていたところ、平成18年6月にこの5年間の施行状況が政府から国会に報告され、同年10月から12月までの4回にわたり、法務省において、少年犯罪の被害者団体、日弁連、最高裁、刑事法学者が出席する「平成12年改正少年法に関する意見交換会」が開催されました。今後、この意見交換会で出された意見のほか、与党における議論も踏まえつつ、改正法の施行状況の評価や見直しの要否を検討していくものと思われませんが、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定されたことも受けて、被害者による少年審判の傍聴問題について、その可否も含めて

検討されています。書記官事務にも影響があるところですので、その動向に留意していただきたいと考えています。

また、平成15年に長崎市で起きた12歳の少年による殺人事件を契機として、内閣から提出された少年法等の一部改正法が本年5月25日に成立しました。その内容は、①警察官等における触法少年に係る事件の調査手続、②下限年齢をおおむね12歳以上とする14歳未満の少年の少年院送致、③保護観察中の者が遵守事項を遵守しなかった場合の措置、④一定の重大事件について裁判所の判断により国選付添人を付する制度の導入等を目的とするものとなっています。この法律が施行されると、受付事務や事件の進行管理面において書記官事務に影響があります。今後、随時情報提供していく予定ですので、同様に留意していただきたいと考えています。

なお、少年保護事件記録等の編成については、これまで明文の定めがありませんでしたが、平成18年7月20日に、各庁からの意見を踏まえて、少年保護事件記録等の編成について、送致関係書類と裁判所関係書類等に2分して編成する旨の総務局長、家庭局長書簡を発出し編成方法を示しました。

イ 被害者配慮制度等における書記官事務の在り方について

平成12年の少年法改正により導入

された、記録の閲覧謄写、意見陳述、審判結果等の通知といった被害者等に対する配慮制度については、犯罪被害者等基本計画において、「少年保護事件に関する被害者配慮制度の周知徹底」との施策が掲げられました。これを受けて、被害者等への配慮制度を一層充実させるため、平成18年9月28日付けの家庭局長書簡において、一定の少年保護事件の被害者等に対し、担当書記官がリーフレット等を郵送して被害者配慮制度の案内をするといった取組とそれを実施する場合の目安が示されたところです。

被害者等に対する配慮は、庁全体で取り組むべき事柄ですが、少年保護事件が係属したら、できるだけ早期に制度の存在と内容を被害者等に知らせることが重要です。そこで、少年事件の進行を管理する書記官がリーフレット等の送付を行うことが相当と考えられたものです。これまで被害者等に関する連絡、説明、関係者間の調整等の事務は、家裁調査官が多くを担ってきましたが、書記官が事件の進行管理の一環として、被害者等との連絡調整の中心となっていくこととし、裁判官や人間関係諸科学の専門家である家裁調査官と適切な役割分担をすることが必要であると考えます。

3 書記官の給与上の諸問題等について

服部企画調査部長

書記官の給与上の諸問題等についてお話

してください。

垣内人事局給与課長

(1) 新たな昇給制度の導入、運用について

新たな昇給制度は、これまで行われていた特別昇給と普通昇給を統合した上、昇給時期を毎年1月1日の1回とし、昇給の区分にAからEまでの5段階を設けてそれぞれの昇給号俸数を定めるもので、職員の勤務成績が昇給に適正に反映される仕組みとされています。

この新たな昇給制度は、行(一)7級以上の特定職員については、既に平成19年1月1日昇給期から実施されているところですが、特定職員以外の一般職員についても、平成20年1月1日昇給期からは特定職員と同様の仕組みが適用されます。

裁判所においては、全国統一様式の「昇給評定書」を使用して、多段階評定の仕組み（1次評定、2次評定、調整段階）により勤務成績を評定し、それに基づいて5段階の昇給区分を決定します。また、評定者に対して、各評定項目の具体的なイメージをつかんでもらう観点から、評定の際に利用するツールとして「評定における着眼点」を交付しています。

この「昇給評定書」及び「評定における着眼点」については、評定者がより理解しやすく、個々の職員の平素の勤務ぶりや勤務実績をよりの確かつきめ細かに評価できるようなものにしていくという観点から、平成19年1月1日における特定職員の昇給に使用したものに修正を行っていますが、今後と

も、裁判所を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて改定していきたいと考えています。

(2) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、従来から、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性等を最大限主張してその改善に努めてきましたが、一連の司法制度改革が推進される中で、書記官の権限が拡大され、職責が著しく増大している状況を踏まえ、級別定数改定や官職増設において成果を上げたところです。これからも適正な処遇を実現するために同様の努力をしていくつもりです。

(3) 級別定数、特に書記官の格付け関係について

平成19年度予算の級別定数の改定は、司法制度改革に関する諸制度の実施を推進し、定着させるために、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があること、それに伴って職責が一層重くなる書記官について、その職責にふさわしい処遇を行う必要があること等を根拠に、現下の厳しい財政状況を背景に、公務員総人件費抑制の動きが強まる中ではありますが、次に述べるとおり、一定の成果を上げることができたと考えています。

ア 7級関係

地裁次席書記官4（前年度5）、高裁訟廷管理官3（前年度1）の切上げを実現することができました。

地裁次席書記官について、一定数の切上げを実現することができた



垣内人事局給与課長

上、高裁訟廷管理官についても、引き続き7級切上げができ、書記官全体の官職評価の引上げという面からも意義のあることだと考えています。

以上の結果、下級裁次席書記官については、増設が認められた3ポストを含む136ポスト中127ポストが7級以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、平成9年度以降の大幅な定員振替及び増員により級別定数の構成比率が変動し、中堅層の級別定数が不足することが予想される状況にあることから、裁判所の基幹官職である書記官の処遇が後退することを避けるため、本年度も引き続き5級、4級及び3級について、現在の処遇水準を維持するために必要な330（5級80、4級100、3級150）という切上げ数を実現することができました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するものではありませんが、裁判部門におけ

る執務態勢の充実強化の重要性から、東京地裁に次席書記官1（7級格付け）、大阪地裁及び東京簡裁に次席書記官各1（いずれも6級格付け）の増設を実現し、また、主任書記官についても、50という増設数を確保することができました。

工 定員振替関係

速記官から書記官への振替、事務官から書記官への振替のいずれについても、前年度と同様、対当級での振替ができました。

4 書記官の任用上の問題について

服部企画調査部長

書記官の任用上の諸問題についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

司法制度の改革に伴い、制度改革や法改正がめまぐるしく行われる中、ますます高度化する書記官事務に対応していくため、従前のCP試験に代わり、昨年度から、裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）が始まりました。

昨年度行われたCA試験（CA-1）では、全国で648人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した62人が、10月1日付けで書記官に任官しました。

本年度の試験（CA-2）については、1月18日及び19日に筆記試験が実施され、さらに5月7日から25日まで

の間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、7月2日から9月18日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、今後ますます重要性が高まっていく主任書記官という職務について、意欲と能力のある職員を適材適所の観点から透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを選択することが可能であることから、男女共

同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用にとっても望ましい手段の一つではないかと考えています。

- (2) 書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置について
〔主任書記官等のポストの増設について〕

「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、主任書記官ポストの増設については、平成19年度予算においても、相当数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、主任書記官ポストの増設については、今後も引き続き努力をしていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、これまでに、東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、京都地裁、名古屋地裁、広島地裁、福岡地裁、札幌地裁に総括主任書記官ポスト（7級）の設置を行ってきたところです。

さらに、平成17年度には、同様に重い職責を担う高裁訟廷管理官についても7級（旧9級）切上げ2を、引き続き平成18年度には1の切上げを、平成19年度においても3の切上げを実現することができたところですが、書記官



丸山人事局参事官

全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力していきたいと考えています。ただ、7級は、行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

〔書記官の専門分野ごとの育成・配置について〕

司法制度改革は、議論・立法の段階を終え、実施の段階に入っています。社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展する中で、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度の構築と円滑な運用に向けて司法制度改革の実施が進められている中で、裁判所がその使命を十全に果たしていくためには、書記官にあっても、裁判官との協働態勢の下、裁判官との機能分担を更に推進するとともに専門性の向上を図って、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

また、特に刑事分野においては、裁判員制度の導入に向けて、現在具体的な問題点の把握に努めており、できる限り効率的な運用方法等を模索しているところですが、書記官事務の遂行に当たっても、新制度の導入に向けた検討や準備、円滑な施行、施行後の運用の改善など、継続性を持った取組が求められています。

書記官には多様な経験を積んでもらうことを基本に据えることはこれまでと同様ですが、このような司法を取り巻く状況にかんがみると、今後は、書記官の育成、配置の在り方については、新しい制度の運用等をも見据え、書記官の専門性の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

(3) 再任用の実施状況等について

服部企画調査部長

再任用の実施状況についてお話してください。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

丸山人事局参事官

ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び(級別)定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官(有資格者)の再任用者数を見てみると、平成18年度末に定年退職した書記官(有資格者)のうち、本年4月に再任用された者は22人(約19%)であり、昨年度の再任用

者数(25人)とほぼ同水準です。また、昨年度に書記官として再任用された者(40人、1回目及び2回目更新者合計数)のうち、29人(約72.5%)の任期が更新されています。

今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者(任期の更新希望者を含む。)が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、更には現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成19年4月1日現在、12か所42人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院(法務調査室) 1
- (2) 参議院(法務調査室) 1
- (3) 裁判官訴追委員会 1
- (4) 弾劾裁判所 2
- (5) 公害等調整委員会 1
- (6) 公正取引委員会 2
- (7) 国税不服審判所(東京、関東信越、大阪、名古屋、広島) 6

- (8) 人事院 1
- (9) 金融庁 2
- (10) 預金保険機構(東京, 大阪) 2
- (11) 法務省 1
- (12) 日本司法支援センター(本部,
東京, 千葉, 大阪, 京都, 奈良,
三重, 福井, 広島, 佐賀, 長崎,
熊本, 宮崎, 宮城, 札幌, 香川,
徳島, 高知, 愛媛) 22

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

- (4) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

服部企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

産前・産後休暇中における代替要員の確保については、平成14年8月1日から、退職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨

時的任用を行っているところです。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は、平成15年度が99人(うち男性職員5人、以下()内は男性職員数で内数)、平成16年度が97人(7人)、平成17年度が134人(11人)、昨年度が139人(13人)、そのうち任期付採用又は臨時的任用(以下「任期付採用等」という。)を行った数は、平成15年度が84人(84.8%)、平成16年度が80人(82.5%)、平成17年度が106人(79.1%)、昨年度が110人(79.1%)となっており、育児休業に伴う代替措置としての任期付採用等は、育児休業制度の定着とともに、高い割合で行われるようになっていきます。

ところで、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については、書記官任命資格を有する者の代替要員の確保の困難さから、産前・産後の特別休暇中は、事務補助要員を賃金雇人という形で雇い入れ、その後の育児休業期間中は、その者を事務官として任期付採用等を行うことも多いかと思われます(昨年度任期付採用等を行った者110人のうち、書記官を任用したのは27人(24.5%)となっています。)

そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保し、司法制度改革の実施に向けて裁判部の戦力を維持するため、書記官任命資格を有する者で、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されてい

る者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり、各裁判所は、当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも、高等裁判所や最高裁判所への照会を通じて、当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところです。

また、産前・産後の特別休暇期間中の臨時的任用者の給与格付けについても、育児休業に伴う任期付採用等と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を採っており、希望任地等で折り合えば再任用希望者が産前・産後休暇及び育児休業期間中の代替要員として活躍してもらえる環境作りも行っています。

しかしながら、任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、書記官数の増加や育児休業等取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、平成19年度においても、書記官に限ってではありますが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が

急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行っているものです。

また、平成17年1月には、次世代育成支援対策推進法に基づく裁判所特定事業主行動計画「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」が策定されました。この中では、任期付採用等による代替要員の確保についても触れており、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今後もより一層、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。

なお、本年5月16日に、「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、同日から3か月以内の政令で定める日から施行されます。この法律の趣旨は、少子化対策が求められる中、公務においても、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、現行の部分休業について一部改正を行うとともに、新たに育児のための短時間勤務を認める制度等を導入するというものです。

具体的に申し上げますと、育児の

ための短時間勤務については、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員が、常勤職員としての身分を保有したまま短時間勤務を行うことができる制度となっています。勤務のパターンは、①1日当たり4時間（週20時間）、②1日当たり5時間（週25時間）、③週3日（週24時間）、④週2日半（週20時間）等の形態があります。給与は、俸給月額及び職務関連手当は勤務時間数に応じた額が支給され、住居手当等生活関連手当は全額支給されます。育児短時間勤務職員の後補充の仕組みとしては、任期付短時間勤務職員の任用が用意されており、また、同一の常勤官職に勤務時間が週20時間である2人の育児短時間勤務職員を並立任用する枠組みも設けられていますが、どのような場合に認められるかなどの詳細は未定です（なお、任期付短時間勤務職員の占める官職の職務は、育児短時間勤務職員が処理できなくなった職務と同一のものとされ、この点、育児休業に伴う任期付採用職員又は臨時的任用職員の職務が育児休業をしている職員の職務と同一であることを要しないとされている取扱いと異なります。）。

また、部分休業については、育児時間という名称に変更され、これまで対象となる子が3歳に満たない子であったものを、小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げることとされています。

具体的な施行日は未定ですが、現在人事院等において制度の細目に関する人事院規則等の制定作業中であり、裁判所としても、人事院等関係機関の検討状況について情報収集に努めるとともに、裁判所の組織の特殊性や書記官の職務の特性等を踏まえた具体的な運用について検討していきたいと考えています。

(5) 女性書記官の登用拡大計画について 服部企画調査部長

女性書記官が増加してきている現状にかんがみ、その登用拡大計画についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

裁判所においては、昨年8月に改定された「裁判所における女性職員の採用・登用拡大計画」（以下「拡大計画」という。）に掲げられた具体的取組等を通じて、これまでも意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところです。

書記職について言えば、女性職員の数及び割合が増加してきている中で、訟廷管理官及び主任書記官における女性職員の数及び割合も着実に増加してきており、将来上位官職への登用拡大にもつながっていくものと期待しているところです。

主任書記官への登用に当たっては、すべての高裁において公募制による選考が実施され、管理職として職務を遂行しようという意欲のある職員が応募していると承知していますが、女性職員が管理職として執務をしていくため

には現実には様々な障害もあると思われ
ますので、今後とも、拡大計画に掲げ
られた具体的取組や勤務環境の整備等
を継続し、意欲と能力のある女性書
記官の更なる登用の拡大を図ってい
きたいと考えています。

5 情報政策課の施策について

服部企画調査部長

情報政策課の施策及び情報政策課と書記
官事務等についてお話しください。

吉村情報政策課参事官



吉村情報政策課参事官

(1) 現在の重点的な施策について

当課の施策は、情報化戦略計画の実
行と裁判所の情報セキュリティの確保
という方向で進められています。

平成17年12月に策定した情報化戦略
計画は、裁判所における情報化の課題
と基本理念、裁判所の情報システムに
おける基本方針、情報システムの技術
基盤等の基本方針、情報システムの構
築、運用等の態勢整備及び人材育成の
基本方針、情報化戦略計画を実行す
るための中長期的計画といった内容が盛
り込まれています。

この情報化戦略計画では、裁判部門

について、「裁判手続の特性に留意し
た上で書記官事務を中心とする裁判事
務につき、その適正さを維持しつつ、
効率化を図る。あわせて、裁判官を含
む職員の事件管理、調査、各種情報の
利用等を支援する。」という基本理念
をあげております。

これに沿って、平成18年4月から着
手した新民事裁判事務処理システム改
め民事裁判事務支援システム（以下
「MINTAS」という。）の開発を進
めているところです。

またあわせて、アウトLOOKエク
スプレス及びインターネットエクスプロ
ーラを展開しており、基盤となる司法情
報通信システム（J・NET）上で、
本年度中に支部・独立簡裁を含む全裁
判所でのインターネットメールの送受
信と業務上必要な場合にインターネッ
トが閲覧できる態勢が整う予定です。

(2) 今後の各種実施計画について

今後の実施計画としては、まず、司
法情報通信システム（J・NET）の
通信回線の増強を予定しております。
これにより、文書管理システムをはじ
めとする各種情報システムのウェブ化
や、総務局が推進している、現行法規、
判例体系、法律判例文献情報及び判例
秘書JPなどの法律関係情報の収集を
各自の端末からオンラインで行うこと
も可能な環境が整備されます。

また、職員の端末は、平成17年度更
新分からはウィンドウズXP機に更新
しております。ウィンドウズXP機に
対応していない情報システムがインス

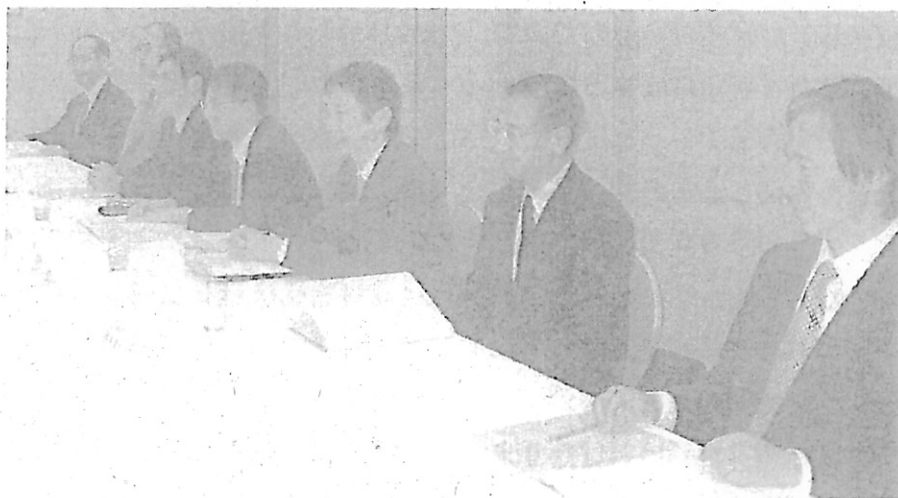
トールされている端末の中には更新未了のものもありますが、ウィンドウズXP機への更新の際には、パソコンに搭載する標準アプリケーションソフトウェアとして、ワープロソフトであるワード、表計算ソフトであるエクセル、データベースソフトであるアクセス、プレゼンテーションソフトであるパワーポイント等がセットとなっているマイクロソフト・オフィスがインストールされます。なお、すべての端末についてマイクロソフト・オフィスが導入される予定の平成22年には、標準ワープロ

ソフトを一太郎からワードに移行する予定です。

次に、情報政策課で行っている統計事務について、一言申し上げます。裁判統計は、司法統計年報、裁判所時報、裁判所ウェブサイトなどで広く公表しているものです。仮に、統計数値に誤りがある場合には、数年にわたって是正しなければならないことがありますので、正確な入力をよろしく願います。

また、インストールされているプログラムのバージョンアップを怠り、古

座談会風景



最高裁側



日本書協側

いプログラムによる入力結果を新しいバージョンの事件票チェックシステムでチェックすると、様々な齟齬が生じる可能性がありますし、バージョンアップの順番を誤ったり、バージョンアップの順番をスキップしてバージョンアップすると、そもそもプログラムが全面的に動かなくなる可能性がありますので、くれぐれも配布されたプログラムについては正しいバージョンを正しい順番でバージョンアップしていただくようよろしくお願いいたします。

6 情報政策課と書記官事務について

- (1) 書記官事務との関係で、現在どのような問題点ないし課題があるのかについて（特に書記官事務に関する情報セキュリティについて）

そもそも情報化というのは、対象となる業務そのものの合理化、効率化を図るといった業務改革を進めることが前提となって行われる必要があります。裁判所の現状の業務をそのまま情報システム化することを避けなければなりません（なお、米国では、この問題は、「牛の道の舗装（Paving Cow Paths）」問題とされています。米国で高速道路網が1950年代に最初に導入されたときに、19世紀に牛が食肉解体場に向かった「牛の道」をそのまま舗装しただけの高速道路が散見され、これを「牛の道の舗装」といい、技術と業務の関係を表す比喩として用いられてきました。旧式の業務プロセスを自動化するという観点でITを捉えるべきではな

いという趣旨です。)

裁判事務、特に書記官事務の中で、どのような業務改革が必要であるかについては、総務局で検討が進められています。情報システム化を検討する前提として、業務を共通化するとともに、できるかぎり無駄のない効率的なものとする必要がありますし、業務の手順等を情報システム化になじむ方法に変えていく業務改革も行っていく必要があると考えます。情報化の推進は、このような業務改革の努力と共に進めていかなければなりません。

もちろん、すべての業務を情報システム化することはもとより困難です。手作業で行うことの方が合理的な分野について、無理に情報システム化することは、入力負担や操作負担ばかり増えて無駄になることとなります。情報化を推進するに当たっては、情報システム化に適した業務の選別も重要となります。

裁判所の情報化に当たっては、このような観点も含めて、更に検討をしていく必要があるという問題意識を持っております。

次に、今日特に申し上げたいのは、情報システムを利用した書記官業務では、「情報セキュリティの確保」に留意して、業務を行っていただきたい点です。情報セキュリティの問題は、情報化を推進する上での重要課題になっています。

例えば、裁判所の保有する情報が、ウィニーウイルスなどで流出した場合

い、これまでに帳票、画面、マニュアル等につき、貴重な意見をもらっているところです。

今後、平成19年11月下旬を目途として第一次導入庁であるさいたま地裁への展開を開始するのを皮切りに、全国の地方裁判所本庁及び支部を対象に展開を進め、4年以内（平成22年度内）に展開を終了することを目指しています。

イ 刑事のシステム関係

現行刑裁システムは現在19の本庁にて稼働中です。今後MINTASの展開開始後に抜本的改修に着手する予定であり、刑事裁判に関する業務分析を改めて行った上で、新たな刑事のシステムを構築し、全国の地方裁判所本庁及び支部における展開を行う計画です。

(3) その他のシステムの開発導入について

ア 家事事件関係

期日進行管理プログラム（家事事件用）については、平成17年度までに、東京家裁及び大阪家裁を除く全国の家庭裁判所（308庁）に配布済みです。

平成18年度には、後見事件管理システム（改修後の名称：後見事件管理プログラム）とのデータ連携の強化などの改修を行ったところであり、本年度は、この改修後の両プログラムを各庁に配布する予定です。

また、加えて本年度は、調停委員出勤管理機能の追加等の改修を実施する予定です。

イ 簡裁民事事件関係

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）については、平成16年度に改修を行った後、平成17年7月から全国の簡易裁判所に段階的に配布し、6月1日現在、東京簡易裁判所及び大阪簡易裁判所を除くすべての簡易裁判所（436庁）に配布済みです。また、平成18年度には[]等の機能を追加する改修を行い、本年度は、この改修後のプログラムを東京簡易裁判所及び大阪簡易裁判所をはじめ、全国の本庁併置の簡易裁判所にも配布し、その後、独立の簡易裁判所への配布について検討する予定です。

ウ その他（職員用ポータルへの導入について）

現在、司法情報通信システム（J・NET）においては、職員間での各種情報共有を行い、裁判事務処理等の効率化を図る目的で、事務処理上有益な情報について、ロータス・ノート上に各種のデータベースが構築されています。しかし、ロータス・ノートについては、迅速なレスポンスを確保できず、現行のバージョンについてはメーカーのサポート期間も限られていることなどから、これに代わる新しいデータベースとして職員ポータルサイトの構築を検討しています。現在、情報政策課では、同サイトのベースとなる部分のリリースに向けて、準備中です。

(4) 書記官事務との関連で、今後のIT
化計画等の全体像について

情報化戦略計画については、今後、情報システムのユーザである職員の意見を聞きながら検証を重ね、必要な見直しを行うことで、変化する社会情勢や環境に対応していくこととなりますが、各種の情報システムの運用保守の人的物的負担を考慮して、情報システムの新規開発や更新に当たっては、費用対効果の高いもの及び戦略的重要度の高いものを優先して行うこととする方針です。

7 その他

(1) 各庁が独自に使用している各種システムの現状と今後の課題について

各庁が独自に使用している各種システムは、各庁の職員の作成にかかり、その職員が所属する特定の部署のためのいわば私家製システムである場合が多いようです。ところが、作成した職員が他の部署に異動しますと、それが契機となって、そのシステムの保守管理等が困難となってきます。異動した先の職員には改修を依頼することが難しい、しかし、設計書や仕様書が残されていない場合が多く、その職員以外の者が改修することも難しいといった状況になります。一方、例えば、法改正は次々に行われ、これに対応したシステム内容、画面帳票等を出力する必要がある、ウィンドウズのOSが変更されたことに伴う改修を行う必要があります、これができないと、やむを得ず端

末を更新せず古い端末のままで業務を行うこととなり、業務に支障が生じるおそれがあります。

しかし、職員が開発したシステムについては、最高裁でその保守管理を代わって行うことは、システムの内容が分からないばかりか、費用対効果の問題もあり、極めて困難です。

また、このような問題は、期日進行管理プログラムのカスタマイズの面でも起こります。プログラム自体のカスタマイズは行わないようかねてからお願いしているところですが、仮にカスタマイズを行いますと、保守業者と保守委託契約を行っている期日進行管理プログラムでは、カスタマイズを行っている庁の保守は保守委託契約の範囲外となりますし、保守委託契約のない期日進行管理プログラムでも一般的にメンテナンスの問題が生じます。さらには、今後の新しい情報システムの導入に伴うデータ移行の局面においても、カスタマイズがされていると、その職場のデータは移行できず、その職場だけ、すべてのデータを手入力しなければならなくなる懸念されます。

くれぐれもプログラムのカスタマイズを行わないよう、カスタマイズを行ったものは、最高裁の配布した標準のプログラムやデータ構造に戻すようお願いする次第です。

(2) 会報書記官掲載の連載コーナーについて

情報政策課では、これまで、情報化戦略計画の策定、MINTASの開発、

各種期日進行管理プログラムの改修と導入展開、情報セキュリティポリシーの策定など、裁判所の情報化の推進に向けて様々な施策を行ってきました。今後も現場のニーズに合致した情報化を推進していきたいと考えていますが、そのためには、情報政策課が現在直面している課題やその取組方などを広く現場の皆さんにもお知らせしていくことが必要だと考え、会報書記官に連載コーナーを設けて頂きました。

先ごろ、連載の第1回が会報書記官第11号に掲載されておりますが、今後も皆さんの関心のある、あるいは皆さんに関係の深い情報を、連載コーナーの場を通して提供していきたいと考えています。

服部企画調査部長

以上でテーマについてすべて終了しました。

篠原事務局長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、林会長からごあいさつを申し上げます。

林会長

長時間にわたり、多岐にわたるテーマについて、大変有意義なお話を聞かせていただき、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。また、当局が多くの課題、難問を抱えながら、将来を見据えて、着実に検討を進めている様子をうかがうことができました。改めて敬意を表します。

この座談会の内容は、この7月に発行を予定している「会報書記官第12号」に掲載し、全国の会員に紹介する予定です。とりわけ、会員にとって最大の関心事である裁

判員裁判についてうかがった内容は、裁判員選任手続きを含め、その全体像を具体的にイメージし、今後の検討に生かす上で、大変有益な情報提供になるものと思います。日本書協としましても、本日うかがったことを今後の活動、運営に生かしていきたいと考えております。

総務局、人事局、情報政策課におかれましては、書記官制度の充実、発展、書記官事務の在り方、処遇の改善、OA化の推進等につきまして一層御尽力いただきますとともに、今後とも、日本書協に対しまして御支援を賜りますようお願い申し上げます。この座談会の終了のあいさつといたします。

本日は、誠にありがとうございました。